

イベントによる大高緑地の利用について

【主なイベント開催可能場所】

- 芝生広場：若草山（ A B C ） ・ 砦
- 若草山東児童園
- 恐竜広場北通路
- 休憩センター
- 休憩センター前広場
- 園路

【イベント開催までの主な流れ】

時 期	項 目	内 容
開催日の6ヶ月前の1日から予約は可能	日程の調整 概要書の提出	開催希望日が他のイベントと重複していないか 利用目的の確認、公園利用促進に合致しているか 規模・概要の把握 (国、愛知県、名古屋市、管理事務所主催イベントは、6ヶ月前より前に日程を決める場合があります。)
3ヶ月前	企画書の提出	管理事務所と打合せ 規模・過去の実施状況により打ち合わせの回数は異なります
1ヶ月前	関係法令の手続き 公園の占用利用申請 →許可 最終実施計画の提出	消防署、警察署、保健所等への手続き テント・ステージの占用位置・数量等の確定後、尾張建設事務所維持管理課へ「占用許可申請書」を提出してください。 管理事務所と打合せ
当日	イベントの開催	
イベント終了後速やかに	イベント反省会	大規模なイベントについては反省会を実施します。

【イベント開催に伴う注意事項】

□公園の開園時間	： 午前 7 時 ～ 午後 7 時 (但し、平日の第6駐車場利用は午前 8 時30分以降となります)
□休憩センター開館時間	： 午前 10 時 ～ 午後 4 時

■イベント開催について特に注意を要する事項

- ・開催内容について、規模、利用日、利用場所などをイベント利用協議書にご記入いただき、管理事務所と協議してください。
- ・イベントに関する苦情、事故等は、主催者の責任において対応していただきます。
- ・施設、路面、芝生や樹木破損、会場の汚れについては原形復旧となります。
- ・管理事務所担当者との連絡用に主催者の連絡先（日中に連絡がつく先）を明確にしてください。
- ・設営、準備、撤去については、原則午前9時から午後5時までに実施してください。時間外の作業が必要な場合は管理事務所と協議してください。
- ・車両を車両通行禁止区域に乗入れる場合は、予め管理事務所に通行許可申請書を提出し通行許可を受けてください。車両通行の際は、一般来園者へ十分配慮して通行してください。
- ・車両の乗入れは、4トン車までです。
- ・車両による搬出入に伴い車両通行禁止区域に出入するため、またはイベント会場として利用するため、出入口を開放する場合は誘導員を配置して管理してください。
- ・テント・ステージ・看板等設置で占用する際には尾張建設事務所において占用許可を受けてください。
- ・物販については、イベントに付随するものは管理事務所と協議の上可否の判断をしますが、県営都市公園という場所のため、その場で契約を行うもの、高価なもの、保証を要するもの等についての販売はできません。
- ・飲食の出店については、園内の飲食店の営業に配慮をしていただく必要があります。また、保健所、消防署への手続きが必要です。
- ・開門時間前に車両が入口門扉前に並ばないように開始時間を設定してください。
- ・公共交通機関を利用して来場するよう案内チラシ・ポスター、イベント用ホームページで呼びかけて車での来場を減らしてください。
- ・大高緑地内には関係者専用駐車場（バックヤード）がないため関係者車両は最小限にしてください。
- ・イベントで発生したゴミは、全て主催者の責任で持ち帰りください。ゴミの搬出時まではゴミが散乱しないように袋に入れブルーシート等で覆ってください。雑排水などもお持ち帰りいただきます。
- ・園内は原則禁煙です。指定場所以外での喫煙は行わないよう注意してください。
- ・大規模なイベント、園路を使ったイベント、及び施設を占有するイベントは、事前に開催を告知する看板を園内に設置する必要があります。
- ・音が出るイベント、大規模なイベントについては回覧板等による周辺地区への事前周知が必要となる場合がありますので、期間に余裕を持って予め協議してください。
- ・大規模なイベントの場合、左京山駅から会場までの間の国道1号線信号交差点及び横断歩道橋、園内の横断歩道に必要な応じて交通誘導警備員を配置してください。

■芝生広場・若草山東児童園・恐竜広場北通路・休憩センター前広場

- ・電源はありません。発電機を用意してください。
- ・テント等設置する際は脚におもり等により風対策を行い、必要に応じて下に板を敷くなど芝生の保護をしてください。
- ・芝生、土の部分への車両の乗り入れ時はハンドルを大きく切らないようにしてください。芝を傷めたり輪立ちができたりする恐れのあるときは、板を敷く等をして養生してください。
- ・平板の上への重量の重い車両等は乗り入れしないでください。平板の不陸が生じる恐れがあります。

■園路使用注意事項

- ・園路は通常、歩行者が危険にならない程度の清掃状況です。マラソンなど競技大会で危険と判断される場合は、主催者側においても清掃作業をしてください。
- ・一般利用者が通行できるように園路上にコーンを並べ分離し一般利用者通路を確保してください。
- ・使用する園路と一般利用者の動線が交差する場合は、係員を配置するなど安全確保に努めてください。
- ・車が通る園路を利用する場合は、あらかじめ緑警察署と協議してください。

■駐車車両対策

- ・公共交通機関を利用して来場するようイベント案内チラシ、イベント用ホームページ等で呼びかけて車での来場を減らしてください。
- ・イベント専用の駐車場を確保することはできません。また、コーン等で関係者用に駐車スペースを確保する場合は最小限に留めてください。
- ・公園施設利用者駐車台数とイベント参加者駐車台数と合わせた駐車台数が、園内の駐車可能台数を越えることが予想される場合は、園外にイベント参加者用駐車場を確保してください。

■休憩センター・その他の施設の利用について

- ・利用方法について管理事務所と協議してください。

【よくある質問】

質問	回答
イベントブース内でアルコールは販売できますか。	可能です。ただし、以下の対策が必要となります。 ① 紙コップ、プラスチックコップで提供をしてください。 ② 「飲酒運転NO」「飲酒運転厳禁」等の貼紙をアルコール購入者によく見えるように貼ってください。
音楽イベントを開催する場合など、音を出すイベントの場合、注意することはありますか。	公園の設置上、音が周辺の住宅街まで飛んでいってしまいます。 ① 周辺学区へのチラシ等によるイベント周知 ② 音源対策（音源で122db以下、公園と住宅街の境で70db以下） ③ 公演時間（最大午後4時まで） の対策が必要になります。
イベントブースで調理したものを提供したいのですが、火気の使用は可能ですか。	イベント開催内であれば可能です。 芝生等が焦げないように養生をしっかりと行ってください。（三方囲い、消火器の準備が必要です） 保健所、消防署への手続きが必要です。 芝生等を痛めた場合は、現状復旧していただきます。
車両を車両通行禁止区域に乗入れる場合の注意事項はありますか。	車両通行禁止区域は、園内を散策する人に十分注意しながら下記のルールを守って通行してください。 ・通行証は必ずダッシュボード上へ掲示してください。 ・最徐行（20km/h）で通行してください。 ・ハザードランプを点灯してください。 ・歩行者が最優先となります。
テント・ステージ・看板等を設置するときは、許可はどこでもらえばいいですか。様式は決まっていますか。	・愛知県尾張建設事務所維持管理課で申請して占用許可を受けてください。 ・都市公園占用許可申請書様式は、尾張建設事務所維持管理課のホームページをご覧ください。 ・添付書類として、イベント企画書、占用位置図、占用の大きさが分かる図面が必要です。 ① 仮設工作物（テント等）：㎡あたり 11円/日 ② 興行：㎡あたり 22円/日 が必要になります。